

平成27年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成27年度11月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成27年11月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算説明資料	(総括表)	4
		財政課	5
		税務課	7
	3 歳入歳出事項別明細書		10
4 節の明細		14	
5 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	15	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第7号	鳥取県基金条例の一部改正について	財政課	17
第9号	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について	政策法務課	19
第12号	鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について	情報政策課	21
第20号	当せん金付証票の発売について	財政課	23
第21号	平成26年度決算の認定について	財政課	24
第22号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	25

平成27年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 県 税	51,026,312	996,459	52,022,771
2 地方消費税清算金	20,602,574	599,649	21,202,223
7 分担金及び負担金	510,832	603	511,435
9 国庫支出金	46,731,900	365,074	47,096,974
11 寄附金	421,000	600,000	1,021,000
12 繰入金	18,712,908	349,439	19,062,347
13 繰越金	5,103,597	773,109	5,876,706
14 諸収入	13,017,516	65,948	13,083,464
15 県債	44,279,000	21,000	44,300,000
歳入合計	356,082,103	3,771,281	359,853,384

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	26,830,474	727,971	27,558,445			805,129	△ 77,158
3 民生費	45,010,197	288,582	45,298,779	125,595		14,310	148,677
4 衛生費	15,120,252	445,658	15,565,910	236,879			208,779
6 農林水産業費	23,791,151	247,540	24,038,691	2,600	1,000	130,603	113,337
7 商工費	13,953,398	393,779	14,347,177				393,779
8 土木費	49,165,178	143,301	49,308,479				143,301
9 警察費	17,168,758	27,383	17,196,141		20,000		7,383
10 教育費	73,363,199	2,740	73,365,939				2,740
13 諸支出金	20,142,991	1,494,327	21,637,318			65,948	1,428,379
歳出合計	356,082,103	3,771,281	359,853,384	365,074	21,000	1,015,990	2,369,217

歳入

1款 県税

3項 地方消費税

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 譲渡割	7,795,594	952,466	8,748,060	1 譲渡割	952,466	
2 貨物割	653,573	43,993	697,566	1 貨物割	43,993	
計	8,449,167	996,459	9,445,626			

2款 地方消費税清算金

1項 地方消費税清算金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 地方消費税清算金	20,602,574	599,649	21,202,223	1 地方消費税清算金	599,649	
計	20,602,574	599,649	21,202,223			

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	49,023	518	49,541	1 農地費分担金	518	土地改良費分担金 488 農地防災事業費分担金 30
計	83,243	518	83,761			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	150,530	85	150,615	1 農地費負担金	85	土地改良費負担金 △100 農地防災事業費負担金 185
計	427,589	85	427,674			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生費国庫負担金	1,918,209	115,737	2,033,946	2 児童福祉費負担金	115,737	児童措置費負担金
2 衛生費国庫負担金	447,489	58,796	506,285	2 医薬費負担金	58,796	医務費負担金
計	14,363,860	174,533	14,538,393			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 民生費国庫補助金	1,447,037	9,858	1,456,895	2 児童福祉費補助金	9,858	児童福祉総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	1,549,989	178,083	1,728,072	1 公衆衛生費補助金	178,083	生活習慣病予防対策費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	6,723,956	2,600	6,726,556	1 農業費補助金	2,600	農業総務費補助金
計	31,012,893	190,541	31,203,434			

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
5 総務費寄附金	0	600,000	600,000	1 防災費寄附金	600,000	防災総務費寄附金
計	421,000	600,000	1,021,000			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
11 安心こども基金繰入金	149,193	14,310	163,503	1 安心こども基金繰入金	14,310	児童福祉総務費充当
20 農業構造改革支援基金繰入金	354,147	130,000	484,147	1 農業構造改革支援基金繰入金	130,000	農地調整費充当
26 原子力防災対策基金繰入金	0	205,129	205,129	1 原子力防災対策基金繰入金	205,129	防災総務費充当
計	18,640,945	349,439	18,990,384			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 繰越金	5,103,597	773,109	5,876,706	1 前年度繰越金	773,109	
計	5,103,597	773,109	5,876,706			

14款 諸収入

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
6 地方法人特別税	98,631	65,948	164,579	1 地方法人特別税	65,948	
計	1,943,404	65,948	2,009,352			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
4 農林水産業債	1,450,000	1,000	1,451,000	2 農地債	1,000	土地改良費充当
7 警察債	1,159,000	20,000	1,179,000	1 警察管理債	20,000	警察施設費充当
計	44,279,000	21,000	44,300,000			

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
財政課	63,119,645	720,000	63,839,645			720,000		
税務課	21,943,167	1,499,915	23,443,082			65,948	1,433,967	
合計	94,827,664	2,219,915	97,047,579	0	0	785,948	1,433,967	

<説明>

- 【財政課】
- ・(新)鳥取県原子力防災対策基金設置事業(600,000千円)
 - ・(新)原子力防災対策交付金(120,000千円)

- 【税務課】
- ・県税収納管理事業(5,588千円)
 - ・地方消費税清算金(976,288千円)
 - ・地方消費税交付金(368,039千円)
 - ・県税還付金(150,000千円)

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
6項 防災費
1目 防災総務費

財政課(内線:7043)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県原子力防災対策基金設置事業	0	600,000	600,000			(寄附金) 600,000		
トータルコスト	0	600,000	600,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	基金管理事務				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図るため、鳥取県原子力防災対策基金を設置し、管理する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>①基金名 鳥取県原子力防災対策基金</p> <p>②積立額 600,000千円</p> <p>③基金設置目的</p> <p>○島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 境港市と米子市の一部が島根原子力発電所に係る緊急時防護措置準備区域(UPZ)に含まれることとなり、原子力防災体制を早期に構築することが、県民の安心・安全の確保に繋がることから、組織体制の充実を含め必要な施設・設備整備を進めてきている。 ・ 対策経費については国交付金など活用が可能なものもあるが、人件費等単県措置を余儀なくされるものもあり、立地県のような財源を持たない本県にとっては不合理かつ多大な負担になっている。 ・ 国に対しても、繰り返し「国や電力会社が相応の負担を行う仕組みの構築」について要望を行っているが、実現しない状況である。 ・ このような状況の中で、原子力防災対策を円滑に実施するため、国において適切な財源制度が整備されるまでの応急措置として、鳥取県において基金を設置することとし、当面、中国電力からの拠出金による協力を得ることで財源を確保するものである。他にも積立が可能な財源が生じた場合には原資とすることができるものであるが、この基金には一般財源を原資とすることは想定していない。 								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

財政課(内線:7043)

1目 防災総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
(新) 原子力防災対策交付金	0	120,000	120,000			120,000		
トータルコスト	0	120,000	120,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係先との連絡調整、交付金事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

【鳥取県原子力防災対策基金充当】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中国電力株式会社からの寄附金を財源とする鳥取県原子力防災対策基金を活用し、島根原子力発電所の緊急時防護措置準備区域(UPZ)圏内である米子市及び境港市に交付金を交付し、両市における原子力防災対策の円滑な実施を図る。

2 主な事業内容

米子市及び境港市への交付金の交付

交付金の額	両市に対してそれぞれ、中国電力の拠出金総額の1割を上限に配分 60,000千円×2市
交付金の使途	原子力防災対策に要する経費

※関連事業

○職員人件費の財源更正(危機管理局)

- ・補正額 85,129千円(一般財源から基金繰入金への財源更正)
- ・原子力安全対策課職員(11名)の人件費に原子力防災対策基金を充当するための財源更正。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・基金の活用について、平成27年11月13日に知事、米子市長及び境港市市長が協議を行い、両市とも担当職員の人件費等の負担を強いられている状況であることから、両市に対し交付金として配分することで合意したところ。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

3項 徴税費

税務課(内線:7051)

2目 賦課徴収費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県税収納管理事業	1,048,488	5,588	1,054,076				5,588	
トータルコスト	1,312,498	5,588	1,318,086	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	34.0人	0.0人	34.0人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

地方消費税の払込額の増額に伴い国に支払う徴収取扱費(※)の増額補正

※地方消費税の課税徴収を行うために要する費用を補償するため、払込額の一定割合を県が国に支払うもの

【事業内訳】

(単位:千円)

	当初予算額	補正額	計
地方消費税徴収取扱費	22,378	5,588	27,966

(参考) 地方消費税関連予算 決算見込

【歳入】

(単位:千円)

	当初予算額	決算見込額	差引
地方消費税収入額	8,449,167	9,445,626	996,459
地方消費税清算金(収入)	20,602,574	21,202,223	599,649
計 A	29,051,741	30,647,849	1,596,108

【歳出】

(単位:千円)

	当初予算額	決算見込額	差引
徴収取扱費	22,378	27,966	5,588
地方消費税清算金(支出)	8,072,842	9,049,130	976,288
地方消費税交付金	10,145,069	10,513,108	368,039
計 B	18,240,289	19,590,204	1,349,915

【実質県収入額】

(単位:千円)

	当初予算額	決算見込額	差引
差引(A-B)	10,811,452	11,057,645	246,193

平成27年度一般会計補正予算説明資料

13款 諸支出金

2項 地方消費税清算金

税務課 (内線: 7053)

1目 地方消費税清算金

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地方消費税清算金	8,072,842	976,288	9,049,130				976,288	
トータルコスト	8,072,842	976,288	9,049,130	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>国からの地方消費税の払込額の増額に伴う地方消費税清算金(※)の増額補正</p> <p>※最終消費地に税収を帰属するため、各都道府県の消費額によって都道府県間で清算する。</p>								

6項 地方消費税交付金

税務課 (内線: 7053)

1目 地方消費税交付金

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地方消費税交付金	10,145,069	368,039	10,513,108				368,039	
トータルコスト	10,145,069	368,039	10,513,108	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>国からの地方消費税の払込額及び都道府県間の清算金収入額の増額に伴う地方消費税交付金(※)の増額補正</p> <p>※地方消費税収(清算後)の2分の1を市町村に交付する。</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

13款 諸支出金

10項 県税還付金

税務課(内線:7051)

1目 県税還付金

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県税還付金	500,000	150,000	650,000			(雑入) 65,948	84,052	
トータルコスト	517,860	150,000	667,860	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.3人	0.0人	2.3人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

前年度までに調定・収納された県税等について、還付金等(県税の過誤納金、法人二税の中間納付額の還付金、不動産取得税の減額による還付金等)が生じた場合に要する経費。

2 主な事業

法人二税(法人県民税・法人事業税)及び地方法人特別税の確定税額が、中間納付額(前事業年度の確定税額の1/2相当額)を下回ること等により多額の還付金が生じるもの。

【3月期決算の法人の例】

- ①平成26年11月に中間申告……前事業年度分の法人二税の確定税額の1/2相当額を納付
- ②平成27年5月(原則)に確定申告…当事業年度分の決算に基づき算定した法人二税の確定税額から、①の額を控除した額を納付(確定税額が①の額を下回る場合は還付)

<県税還付金の状況>

(単位:千円)

区分	4~9月 (実績)	10~3月 (見込み)	合計 A	当初予算額 B	補正所要額 (A-B)
平成27年度	503,053	145,045	648,098	500,000	148,098 ⇒ 1.5億円
うち県税分			483,519	401,369	82,150
うち地方法人特別税分			164,579	98,631	65,948
平成26年度	272,075	(実績)78,448	350,523	540,000	
うち県税分			250,577	426,967	
うち地方法人特別税分			99,946	113,033	

平成27年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	3項 徴税费		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	507,921		507,921	172,161		172,161	37,739		37,739	
2 給 料	2,895,248		2,895,248	1,471,186		1,471,186	377,298		377,298	
3 職員手当等	4,798,491		4,798,491	4,061,516		4,061,516	193,004		193,004	
4 共 済 費	1,096,696		1,096,696	548,470		548,470	139,712		139,712	
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500				
6 恩給及び退職年金	21,787		21,787	21,787		21,787				
7 貸 金	35,262		35,262	27,582		27,582	1,039		1,039	
8 報 償 費	281,143		281,143	246,788		246,788	127,082		127,082	
9 旅 費	245,270		245,270	107,030		107,030	5,583		5,583	
費用弁償	26,384		26,384	5,544		5,544	193		193	
普通旅費	175,789		175,789	92,819		92,819	5,254		5,254	
特別旅費	43,097		43,097	8,667		8,667	136		136	
10 交 際 費	3,600		3,600	3,500		3,500				
11 需 用 費	554,568		554,568	296,244		296,244	25,270		25,270	
12 役 務 費	582,149		582,149	231,382		231,382	32,582		32,582	
13 委 託 料	5,123,015		5,123,015	1,868,854		1,868,854	184,942		184,942	
14 使用料及び賃借料	630,147		630,147	502,049		502,049	11,501		11,501	
15 工 事 請 負 費	1,360,831		1,360,831	643,396		643,396				
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備 品 購 入 費	236,628		236,628	10,190		10,190	100		100	
19 負担金、補助及び交付金	8,134,898	127,971	8,262,869	1,128,225	125,588	1,253,813	907,158	5,588	912,746	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000				
23 償還金、利子及び割引料	186,000		186,000	30,000		30,000				
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	134,053	600,000	734,053	121,947	600,000	721,947				
26 寄 付 金										
27 公 課 費	267		267							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	26,830,474	727,971	27,558,445	11,494,771	725,588	12,220,359	2,043,010	5,588	2,048,598	
財 源 内 訳	国庫支出金	2,050,062		2,050,062	50,485		50,485	10,219		10,219
	地方債	633,000		633,000	369,000		369,000			
	その他	2,652,824	805,129	3,457,953	1,466,048	720,000	2,186,048	27,888		27,888
	一般財源	21,494,588	△ 77,158	21,417,430	9,609,238	5,588	9,614,826	2,004,903	5,588	2,010,491

平成27年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	3項 徴税費			6項 防災費					
	2目 賦課徴収費						1目 防災総務費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	31,321		31,321						
2 給 料									
3 職員手当等									
4 共 済 費	5,063		5,063						
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	1,039		1,039						
8 報 償 費	127,046		127,046						
9 旅 費	3,539		3,539						
費用弁償	175		175						
普通旅費	3,324		3,324						
特別旅費	40		40						
10 交 際 費									
11 需 用 費	6,131		6,131						
12 役 務 費	27,830		27,830						
13 委 託 料	124,926		124,926						
14 使用料及び賃借料	6,599		6,599						
15 工 事 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費									
19 負担金、補助及び交付金	897,525	5,588	903,113		120,000	120,000		120,000	120,000
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金					600,000	600,000		600,000	600,000
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,231,019	5,588	1,236,607		720,000	720,000		720,000	720,000
財 源 内 訳	国庫支出金	10,219		10,219					
	地方債								
	その他	5,904		5,904		720,000	720,000		720,000
	一般財源	1,214,896	5,588	1,220,484					

平成27年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	13款 諸支出金									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	2項 地方消費税清算金		
								1目 地方消費税清算金		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1 報 酬										
2 給 料										
3 職員手当等										
4 共 済 費										
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃 金										
8 報 償 費										
9 旅 費										
費用弁償										
普通旅費										
特別旅費										
10 交 際 費										
11 需 用 費										
12 役 務 費										
13 委 託 料										
14 使用料及び賃借料										
15 工事請負費										
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費										
19 負担金、補助及び交付金	11,326,497	368,039	11,694,536	11,326,497	368,039	11,694,536				
20 扶 助 費										
21 賞 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料	8,573,660	1,126,288	9,699,948	8,573,660	1,126,288	9,699,948	8,072,842	976,288	9,049,130	
24 投資及び出資金	242,834		242,834							
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	20,142,991	1,494,327	21,637,318	19,900,157	1,494,327	21,394,484	8,072,842	976,288	9,049,130	
財 国庫支出金										
源 地 方 債										
内 そ の 他	98,631	65,948	164,579	98,631	65,948	164,579				
記 一 般 財 源	20,044,360	1,428,379	21,472,739	19,801,526	1,428,379	21,229,905	8,072,842	976,288	9,049,130	

平成27年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	13款 諸支出金						総 務 部 合 計		
	うち総務部								
	6項 地方消費税交付金			10項 県税還付金			補正前	補正額	補正後
	1目 地方消費税交付金			1目 県税還付金					
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額			
1 報 酬							191,776		191,776
2 給 料							1,515,574		1,515,574
3 職員手当等							4,084,160		4,084,160
4 共 済 費							566,362		566,362
5 災 害 補 償 費							500		500
6 恩給及び退職年金							21,787		21,787
7 賃 金							27,582		27,582
8 報 償 費							253,799		253,799
9 旅 費							118,318		118,318
費用弁償							8,113		8,113
普通旅費							97,322		97,322
特別旅費							12,883		12,883
10 交 際 費							3,500		3,500
11 需 用 費							302,338		302,338
12 役 務 費							238,219		238,219
13 委 託 料							1,931,374		1,931,374
14 使用料及び賃借料							588,574		588,574
15 工事請負費							643,396		643,396
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費							10,622		10,622
19 負担金、補助及び交付金	10,145,069	368,039	10,513,108				12,760,449	493,627	13,254,076
20 扶 助 費							1,800		1,800
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金							2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料				500,000	150,000	650,000	8,636,566	1,126,288	9,762,854
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							121,947	600,000	721,947
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金							62,657,021		62,657,021
予 備 費							150,000		150,000
計	10,145,069	368,039	10,513,108	500,000	150,000	650,000	94,827,664	2,219,915	97,047,579
財 源									
内 国庫支出金							250,364		250,364
内 地方債							369,000		369,000
内 その他				98,631	65,948	164,579	9,786,833	785,948	10,572,781
内 一般財源	10,145,069	368,039	10,513,108	401,369	84,052	485,421	84,421,467	1,433,967	85,855,434

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
3項 徴税费	
2目 賦課徴收费	
負担金、補助及び交付金	地方消費税徴収取扱費負担金 5,588
6項 防災費	
1目 防災総務費	
負担金、補助及び交付金	原子力防災対策交付金 120,000
積立金	鳥取県原子力防災対策基金積立金 600,000
13款 諸支出金	
2項 地方消費税清算金	
1目 地方消費税清算金	
償還金、利子及び割引料	地方消費税清算金 976,288
6項 地方消費税交付金	
1目 地方消費税交付金	
負担金、補助及び交付金	市町村交付金 368,039
10項 県税還付金	
1目 県税還付金	
償還金、利子及び割引料	県税過納金等還付金 150,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成27年度 県庁本庁舎等清掃業務委託	26,995			平成28年度	26,995					26,995
平成27年度 県庁第二庁舎等清掃業務委託	26,995			平成28年度	26,995					26,995
平成27年度 県庁舎受変電監視制御設備保守委託	697			平成28年度	697					697
平成27年度 県庁本庁舎三階個別空調設備保全業務委託	1,755			平成28年度から 平成30年度まで	1,755					1,755
平成27年度 県庁舎自家発電設備点検業務委託	4,776			平成28年度から 平成30年度まで	4,776					4,776
平成27年度 県庁舎受変電設備点検業務委託	4,876			平成28年度から 平成30年度まで	4,876					4,876
平成27年度 県庁舎消防設備保守点検業務委託	13,642			平成28年度から 平成30年度まで	13,642					13,642
平成27年度 県庁舎冷温水発生機保守点検業務委託	11,301			平成28年度から 平成30年度まで	11,301					11,301
平成27年度 県庁西町分庁舎機械警備業務委託	324			平成28年度から 平成30年度まで	324					324
平成27年度 東部庁舎清掃業務委託	21,038			平成28年度	21,038					21,038
平成27年度 東部庁舎施設総合保守管理業務委託	18,999			平成28年度	18,999					18,999
平成27年度 東部庁舎電話交換機等保守点検業務委託	2,204			平成28年度	2,204					2,204
平成27年度 東部庁舎警備業務委託	19,869			平成28年度から 平成30年度まで	19,869					19,869

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源		一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他	千円	
平成27年度 東部庁舎中央監視盤保守点検業務委託	千円 20,553			平成28年度から 平成30年度まで	20,553					千円 20,553
平成27年度 県有施設消防設備保守点検業務委託	24,903			平成28年度から 平成30年度まで	24,903					24,903
平成27年度 県有施設工レベーター等保守点検業務委託	1,576			平成28年度から 平成29年度まで	1,576					1,576
平成27年度 公文書館清掃業務委託	2,611			平成28年度	2,611					2,611
平成27年度 公文書館警備業務委託	4,040			平成28年度から 平成30年度まで	4,040					4,040

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部改正について</p>				
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための新たな基金を設置する。</p> <p>2 概 要 (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。</p> <table border="1" data-bbox="311 891 1353 1037"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 891 710 943">名称</th> <th data-bbox="710 891 1353 943">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="311 943 710 1037">鳥取県原子力防災対策基金</td> <td data-bbox="710 943 1353 1037">島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、公布日とする。</p>	名称	設置目的	鳥取県原子力防災対策基金	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。
名称	設置目的				
鳥取県原子力防災対策基金	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。				

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
35 鳥取県未来人材育成基金	地元産業界の協力を得て、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	35 鳥取県未来人材育成基金	地元産業界の協力を得て、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
36 鳥取県原子力防災対策基金	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について （鳥取県手数料徴収条例）
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 行政不服審査法の全部改正により、新たに設けられる審理員又は県行政不服審査会に対して提出された書類について、その写しの交付を請求できるとされたことに伴い、当該写しの交付について手数料を徴収する。</p> <p>2 概要 写しの交付に係る手数料は、用紙1枚につき次のとおりとする。 (1) 単色の場合 10円 (2) 複色の場合 20円 なお、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算するものとする。</p> <p><参考> 鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例に基づく写しの交付 単色の場合 1枚につき10円 複色の場合 1枚につき20円</p>

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2の2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し又は書面の交付 用紙1枚につき次に定める額。この場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。</u></p> <p>ア 白黒の場合 10円</p> <p>イ 複色の場合 20円</p> <p><u>(2の3) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく写し又は書面の交付 用紙1枚につき次に定める額。この場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。</u></p> <p>ア 白黒の場合 10円</p> <p>イ 複色の場合 20円</p> <p>(3)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

条例名等

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について

1 条例の廃止理由

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が改正され、電子署名に係る認証業務は地方公共団体情報システム機構が行うとされたことに伴い、その業務に係る手数料について定める条例を廃止する。

2 条例の概要

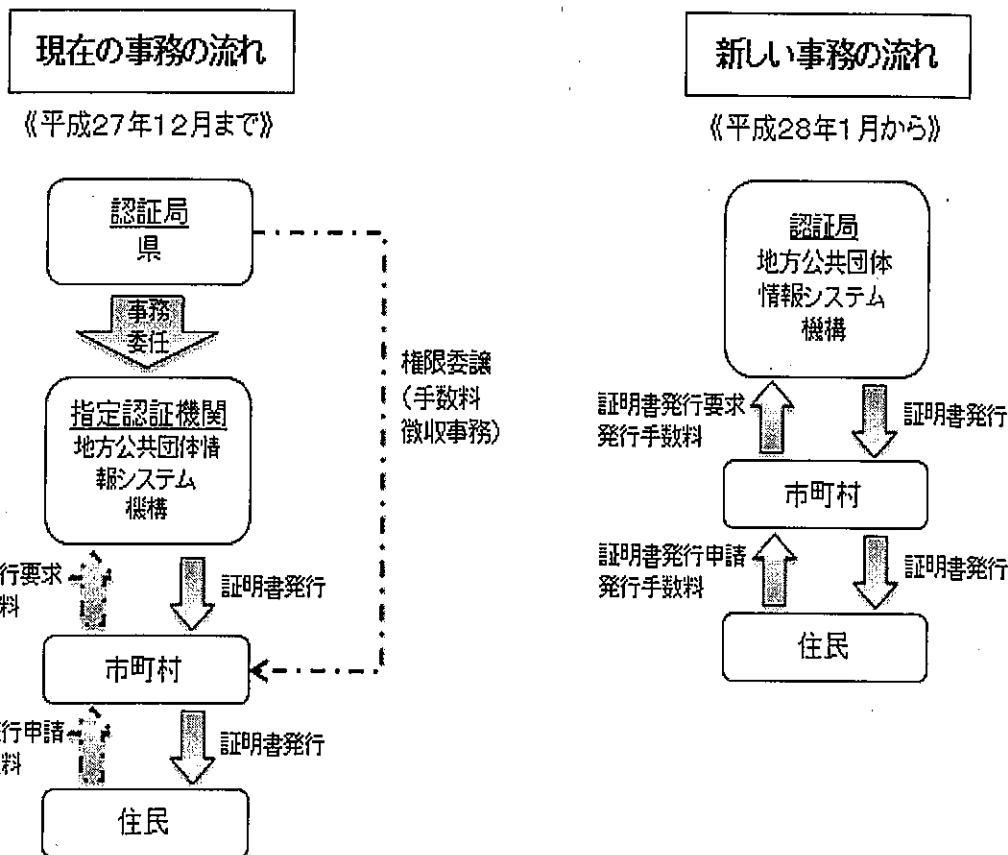
(1) 鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例は、廃止する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成28年1月1日とする。

イ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行う。

提出理由及び概要



鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年鳥取県条例第71号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。（2）において同じ。） （2）第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村	1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。（2）において同じ。） （2）第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村
<u>1の2</u> 略	略	1の2 鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年鳥取県条例第71号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）第2条第1項の規定による発行手数料の徴収 （2）第2条第2項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付	各市町村
<u>1の3</u> 略	略	<u>1の3</u> 略	略
<u>1の4</u> 略	略	<u>1の4</u> 略	略
略		略	

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第2条第1項の規定により徴収した発行手数料であって、同日においてまだ指定認証機関に納付されていないものについては、前項の規定による改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

条 例 名 等	当せん金付証券の発売について														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当せん金付証券を発売することについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要 発売総額53億円以内</p> <p>これは、平成28年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。 （発売議決額 平成26年度：53億円、平成27年度：53億円）</p> <p>【 参 考 】 〈宝くじの現状〉 全国的に宝くじ販売額は減少傾向にあるが、オータムジャンボ宝くじによる巻き返し等により、本県においても、平成27年度上半期販売額は前年同期に比べ7百万円の微減に留まっている。 また、平成28年1月から宝くじのインターネット本格販売開始が計画されており、来年度については販売総額の増加が期待される。</p> <p>〈宝くじ販売状況〉 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上半期</td> <td style="text-align: center;">1,629</td> <td style="text-align: center;">1,622</td> <td style="text-align: center;">△7</td> </tr> <tr> <td>下半期</td> <td style="text-align: center;">1,865</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>通年</td> <td style="text-align: center;">3,494</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	対前年比	上半期	1,629	1,622	△7	下半期	1,865			通年	3,494
	平成26年度	平成27年度	対前年比												
上半期	1,629	1,622	△7												
下半期	1,865														
通年	3,494														

条 例 名 等	平成26年度決算の認定について																								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>一般会計歳入歳出決算額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">歳</td> <td style="width: 10%;">入</td> <td style="width: 80%; text-align: right;">359,881,877千円</td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>出</td> <td style="text-align: right;">346,137,071千円</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>引</td> <td style="text-align: right;">13,744,806千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>翌年度に繰り越すべき財源</td> <td style="text-align: right;">3,282,735千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実質収支</td> <td style="text-align: right;">10,462,071千円</td> </tr> </table> <p>各特別会計決算額総計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">歳</td> <td style="width: 10%;">入</td> <td style="width: 80%; text-align: right;">127,383,112千円</td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>出</td> <td style="text-align: right;">125,582,121千円</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>引</td> <td style="text-align: right;">1,800,991千円</td> </tr> </table>	歳	入	359,881,877千円	歳	出	346,137,071千円	差	引	13,744,806千円		翌年度に繰り越すべき財源	3,282,735千円		実質収支	10,462,071千円	歳	入	127,383,112千円	歳	出	125,582,121千円	差	引	1,800,991千円
歳	入	359,881,877千円																							
歳	出	346,137,071千円																							
差	引	13,744,806千円																							
	翌年度に繰り越すべき財源	3,282,735千円																							
	実質収支	10,462,071千円																							
歳	入	127,383,112千円																							
歳	出	125,582,121千円																							
差	引	1,800,991千円																							

条例名等	職員の給与に関する条例等の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、特別職の職員及び教育長の給与並びに参考人の手当の額の改定を行う。</p> <p>2 概要 (1) 職員の給与に関する条例の一部改正 ア 全給料表の給料月額を改める。 イ 初任給調整手当について、医師及び歯科医師の支給月額の上限の引上げを行う。 ウ 期末手当の支給割合を年0.03月分、勤勉手当の支給割合を年0.07月分引き上げる。</p> <p>(2) 次に掲げる条例について、職員の給与に関する条例の改正に準じた改正を行う。 ア 任期付研究員の採用等に関する条例 イ 任期付職員の採用等に関する条例 ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 エ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 オ 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布日とする。ただし、(1)ア及びイ等の事項は平成28年1月1日とする。 (2) (1)ウ等の事項は平成27年12月1日から適用する。 (3) 所要の経過措置を講ずる。</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の115.5、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の95.5、12月に支給する場合においては<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="226 1137 783 1182"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の62、12月に支給する場合においては<u>100分の73.5</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の52、12月に支給する場合においては<u>100分の63.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ</p>	略	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の115.5、12月に支給する場合においては<u>100分の134.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の95.5、12月に支給する場合においては<u>100分の114.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="823 1137 1380 1182"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の62、12月に支給する場合においては<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の52、12月に支給する場合においては<u>100分の62.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ</p>	略
略			
略			

<p>の基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の82</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の102</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）、12月に支給する場合には<u>100分の42</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>の基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の95</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）、12月に支給する場合には<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	--

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの <u>月額41万3,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの <u>月額5万500円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの <u>月額41万2,200円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの <u>月額5万300円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の117</u>、12月に支給する場</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の115.5</u>、12月に支給する</p>

合においては100分の136を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の97、12月に支給する場合においては100分の116を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の73を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の52.5、12月に支給する場合においては100分の63を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の78.5（特定幹部職員にあっては、100分の98.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の39.5（特定幹部職員にあっては、100分の49.5）、12月に支給する場合においては

場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の95.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の62、12月に支給する場合においては100分の73.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の52、12月に支給する場合においては100分の63.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82（特定幹部職員にあっては、100分の102）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）、12月に支給する場合においては

<u>100分の40</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の50</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 略	<u>100分の42</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の52</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	--

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800		

35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300		
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600		
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		

80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800	349,200			
115		300,100	349,600			
116		300,500	349,900			
117		300,700	350,300			
118		300,900				
119		301,200				
120		301,500				
121		301,900				
122		302,100				
123		302,400				
124		302,700				

	125		303,000							
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員			円	円	円	円	円	円	円	円	
	1		163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2		164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3		166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4		168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5		169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6		171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7		173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8		175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9		177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10		178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11		180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12		182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13		184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14		186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15		188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16		190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17		192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18		195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19		197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20		199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21		202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22		204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23		206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24		207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25		209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26		211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27		213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28		215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29		216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30		218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31		220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
32		222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800	

33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	
39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	
40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	
41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	
42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	
43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900		
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200		
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500		
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800		
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		

78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	
86	290,300	311,700	338,400	378,700		422,300	
87	291,500	313,000	339,900	379,200		422,600	
88	292,700	314,500	341,400	379,800		422,800	
89	293,800	316,000	342,700	380,400		423,000	
90	295,000	317,500	343,900	381,000		423,300	
91	296,100	318,900	345,200	381,600		423,600	
92	297,300	320,400	346,500	382,200		423,800	
93	298,100	321,700	347,900	382,500		424,000	
94	299,400	323,000	349,400	383,000			
95	300,500	324,400	350,900	383,600			
96	301,800	325,700	352,400	384,100			
97	302,900	326,900	353,700	384,500			
98	304,100	328,200	354,900	384,900			
99	305,300	329,500	356,000	385,500			
100	306,500	330,800	357,200	386,000			
101	307,700	332,200	358,300	386,400			
102	308,700	333,100	359,400	386,900			
103	309,800	334,200	360,500	387,500			
104	310,800	335,400	361,700	388,000			
105	311,600	336,500	362,900	388,300			
106	312,200	337,600	363,400	388,700			
107	312,800	338,600	364,000	389,200			
108	313,500	339,700	364,600	389,500			
109	314,000	340,900	365,200	389,800			
110	314,500	341,900	365,700	390,300			
111	315,000	342,900	366,200	390,800			
112	315,600	343,800	366,700	391,300			
113	316,400	344,700	367,100	391,600			
114	317,100	345,600	367,500	392,100			
115	317,800	346,600	368,100	392,600			
116	318,500	347,600	368,600	393,100			
117	319,100	348,600	369,000	393,400			
118	319,900	349,100	369,500	393,900			
119	320,600	349,700	370,100	394,400			
120	321,400	350,300	370,600	394,900			
121	322,000	350,600	370,700	395,300			
122	322,300	351,000	371,300	395,800			

123	322,800	351,500	371,800	396,200						
124	323,300	351,900	372,200	396,700						
125	323,600	352,300	372,700	397,100						
126		352,700	373,200							
127		353,200	373,700							
128		353,600	374,200							
129		354,000	374,500							
130		354,400	375,000							
131		354,800	375,500							
132		355,200	376,000							
133		355,400	376,300							
134		355,900	376,800							
135		356,300	377,200							
136		356,600	377,600							
137		356,900	377,900							
138		357,300	378,400							
139		357,800	378,900							
140		358,300	379,400							
141		358,600	379,700							
142		359,100	380,200							
143		359,600	380,700							
144		360,100	381,200							
145		360,400	381,500							
再任用 職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400

11	171, 200	215, 300	281, 900	349, 300	433, 300
12	173, 200	217, 200	284, 200	351, 400	435, 100
13	175, 200	218, 900	286, 600	353, 600	436, 800
14	177, 400	220, 900	288, 700	355, 600	438, 700
15	179, 600	222, 900	290, 700	357, 600	440, 500
16	181, 800	224, 900	292, 700	359, 600	442, 400
17	184, 100	226, 800	294, 900	361, 500	444, 100
18	186, 700	229, 500	297, 500	363, 400	445, 900
19	189, 200	232, 200	300, 000	365, 400	447, 700
20	191, 700	234, 900	302, 700	367, 400	449, 500
21	194, 200	237, 500	305, 200	369, 200	451, 100
22	195, 900	240, 300	307, 800	371, 100	452, 800
23	197, 600	242, 900	310, 200	373, 000	454, 700
24	199, 300	245, 600	312, 900	374, 900	456, 400
25	200, 800	248, 100	315, 500	376, 400	458, 100
26	202, 500	250, 600	317, 800	378, 200	459, 700
27	204, 200	253, 100	320, 200	380, 000	461, 300
28	205, 800	255, 500	322, 500	381, 900	462, 800
29	207, 300	258, 200	324, 800	383, 800	464, 300
30	209, 000	260, 600	326, 800	385, 700	465, 600
31	210, 700	262, 800	329, 000	387, 600	466, 900
32	212, 400	265, 000	331, 200	389, 600	468, 200
33	214, 000	267, 200	333, 300	391, 300	469, 400
34	215, 800	269, 400	335, 500	393, 000	470, 100
35	217, 600	271, 600	337, 700	394, 600	470, 800
36	219, 400	273, 700	339, 800	396, 400	471, 500
37	221, 000	276, 000	342, 000	397, 600	472, 100
38	222, 800	278, 000	344, 100	399, 100	472, 800
39	224, 600	280, 000	346, 300	400, 500	473, 500
40	226, 400	282, 000	348, 400	401, 900	474, 200
41	228, 100	283, 900	350, 500	403, 600	474, 800
42	229, 800	286, 400	352, 600	405, 000	475, 500
43	231, 400	288, 700	354, 600	406, 300	476, 200
44	233, 000	291, 200	356, 700	407, 800	476, 900
45	234, 600	293, 400	358, 700	409, 400	477, 500
46	236, 000	295, 900	360, 700	410, 700	478, 200
47	237, 300	298, 300	362, 700	412, 200	478, 900
48	238, 600	301, 000	364, 700	413, 800	479, 600
49	240, 100	303, 400	366, 500	415, 500	480, 200
50	241, 600	305, 800	368, 300	416, 900	
51	242, 800	308, 300	370, 200	418, 500	
52	244, 300	310, 700	372, 200	420, 000	
53	245, 600	313, 100	374, 100	421, 700	
54	246, 800	315, 300	375, 900	423, 200	
55	248, 200	317, 400	377, 700	424, 800	

56	249,400	319,600	379,400	426,400
57	250,700	321,900	380,900	427,900
58	251,800	324,000	382,500	429,400
59	253,000	326,200	384,200	430,600
60	254,200	328,200	385,900	431,800
61	255,500	330,400	387,100	433,000
62	256,900	332,500	388,500	434,300
63	258,300	334,700	389,900	435,600
64	259,500	336,900	391,200	436,800
65	260,900	338,800	392,600	438,000
66	262,400	341,000	393,800	439,200
67	264,000	343,100	395,200	440,400
68	265,700	345,300	396,600	441,600
69	267,200	347,300	397,900	442,800
70	268,600	349,200	399,200	444,000
71	270,000	351,300	400,600	445,200
72	271,500	353,300	401,900	446,400
73	272,600	355,100	403,200	447,500
74	274,000	357,000	404,600	448,100
75	275,400	358,800	406,000	448,600
76	276,700	360,700	407,300	449,100
77	278,100	362,600	408,500	449,600
78	279,300	364,300	409,700	450,200
79	280,500	366,000	411,000	450,700
80	281,700	367,600	412,400	451,200
81	282,900	369,100	413,700	451,700
82	284,100	370,600	414,900	452,300
83	285,300	372,100	415,900	452,800
84	286,500	373,500	417,100	453,300
85	287,700	374,600	418,300	453,800
86	288,800	376,000	419,500	454,400
87	290,000	377,400	420,700	454,900
88	291,200	378,700	421,700	455,400
89	292,400	380,000	422,800	455,900
90	293,500	381,300	423,800	
91	294,700	382,500	424,800	
92	295,900	383,800	425,800	
93	296,700	385,100	426,700	
94	297,700	386,200	427,500	
95	298,800	387,500	428,300	
96	300,000	388,700	429,100	
97	301,000	390,100	429,900	
98	302,100	391,100	430,300	
99	303,100	392,200	430,700	
100	304,200	393,200	431,100	

101	305, 100	394, 100	431, 500
102	306, 200	395, 100	431, 800
103	307, 300	396, 200	432, 100
104	308, 300	397, 300	432, 400
105	308, 900	398, 000	432, 700
106	309, 800	398, 900	433, 000
107	310, 600	399, 800	433, 300
108	311, 400	400, 700	433, 500
109	312, 300	401, 500	433, 700
110	312, 700	402, 400	
111	313, 100	403, 200	
112	313, 600	404, 000	
113	314, 200	404, 600	
114	314, 600	405, 300	
115	315, 100	406, 000	
116	315, 600	406, 700	
117	316, 200	407, 300	
118	316, 700	407, 800	
119	317, 100	408, 200	
120	317, 600	408, 600	
121	318, 100	409, 000	
122	318, 500	409, 300	
123	319, 000	409, 600	
124	319, 500	409, 800	
125	320, 100	410, 000	
126	320, 400	410, 300	
127	320, 700	410, 600	
128	321, 000	410, 800	
129	321, 200	411, 000	
130	321, 500	411, 300	
131	321, 800	411, 600	
132	322, 100	411, 800	
133	322, 300	412, 000	
134	322, 500	412, 300	
135	322, 700	412, 600	
136	323, 000	412, 800	
137	323, 300	413, 000	
138	323, 500		
139	323, 800		
140	324, 100		
141	324, 300		
142	324, 500		
143	324, 800		
144	325, 000		
145	325, 300		

	146	325,500				
	147	325,800				
	148	326,100				
	149	326,300				
	150	326,500				
	151	326,800				
	152	327,100				
	153	327,300				
再任用職員		232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800

25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
38	222,100	250,600	343,500	368,200	448,500
39	223,800	253,100	345,500	369,800	449,000
40	225,500	255,500	347,400	371,400	449,500
41	227,100	258,200	349,300	372,700	450,000
42	228,800	260,600	351,100	374,100	450,500
43	230,400	262,800	352,900	375,500	451,000
44	232,000	265,000	354,600	377,000	451,500
45	233,700	267,200	356,400	378,500	452,000
46	235,200	269,400	358,100	380,100	452,500
47	236,600	271,600	359,700	381,700	453,000
48	238,000	273,700	361,300	383,200	453,500
49	239,400	276,000	362,700	384,600	454,000
50	240,800	278,000	364,200	386,100	
51	242,300	280,000	365,800	387,600	
52	243,500	282,000	367,400	389,000	
53	244,700	283,900	368,900	390,200	
54	246,100	286,400	370,400	391,500	
55	247,400	288,700	371,900	392,600	
56	248,600	291,200	373,400	393,700	
57	249,900	293,400	374,900	395,100	
58	251,100	295,900	376,300	396,300	
59	252,200	298,300	377,700	397,500	
60	253,400	301,000	379,000	398,800	
61	254,800	303,400	379,900	400,000	
62	256,100	305,800	381,100	401,000	
63	257,300	308,300	382,300	402,400	
64	258,300	310,700	383,400	403,700	
65	259,300	313,100	384,300	404,900	
66	260,700	315,300	385,500	406,000	
67	262,200	317,400	386,500	407,200	
68	263,700	319,600	387,600	408,300	
69	265,300	321,900	388,800	409,300	

70	266,800	324,000	389,800	410,500
71	268,300	326,200	390,900	411,700
72	269,800	328,200	392,100	412,900
73	271,000	330,400	393,100	413,500
74	272,200	332,500	394,200	414,300
75	273,500	334,700	395,300	415,000
76	274,800	336,900	396,400	415,500
77	276,200	338,700	397,300	415,800
78	277,300	340,600	398,200	416,200
79	278,500	342,500	399,200	416,600
80	279,700	344,300	400,200	417,000
81	281,000	346,100	401,000	417,300
82	281,900	347,900	401,800	417,700
83	283,100	349,600	402,500	418,100
84	284,300	351,400	403,300	418,400
85	285,300	352,800	404,000	418,700
86	286,200	354,400	404,800	419,100
87	287,200	355,900	405,500	419,500
88	288,200	357,400	406,200	419,800
89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	421,400
95	293,900	367,000	409,800	421,700
96	294,700	368,200	410,100	421,900
97	295,500	369,200	410,400	422,100
98	296,300	370,200	410,700	422,400
99	297,100	371,200	411,000	422,700
100	297,800	372,200	411,200	422,900
101	298,700	373,100	411,400	423,100
102	299,200	374,100	411,700	423,400
103	299,700	375,100	412,000	423,700
104	300,200	376,100	412,200	423,900
105	300,400	376,900	412,400	424,100
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500		
111	302,000	382,500		
112	302,300	383,500		
113	302,500	384,100		
114	302,700	385,000		

115	302,900	385,900			
116	303,200	386,800			
117	303,500	387,600			
118	303,800	388,300			
119	304,100	389,100			
120	304,400	389,900			
121	304,500	390,500			
122	304,700	391,300			
123	305,000	392,000			
124	305,300	392,700			
125	305,500	393,300			
126		394,000			
127		394,500			
128		395,100			
129		395,800			
130		396,400			
131		396,900			
132		397,400			
133		397,700			
134		398,000			
135		398,300			
136		398,600			
137		398,900			
138		399,200			
139		399,500			
140		399,800			
141		400,100			
142		400,400			
143		400,700			
144		401,000			
145		401,200			
146		401,500			
147		401,800			
148		402,000			
149		402,200			
再任用職員	224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300	

43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
46	221,300	285,700	364,600	409,400	498,900
47	223,100	287,000	366,800	411,000	500,500
48	224,900	288,200	369,400	412,600	502,000
49	226,600	289,600	371,400	413,900	503,700
50	228,400	292,000	372,400	415,300	505,100
51	230,100	294,400	373,300	416,800	506,500
52	231,800	296,900	374,300	418,200	508,000
53	233,300	299,200	375,100	419,600	509,100
54	235,100	301,600	376,600	421,000	510,300
55	236,800	303,800	377,900	422,400	511,500
56	238,400	306,000	379,500	423,800	512,700
57	239,900	308,100	380,400	424,900	513,600
58	241,100	310,300	381,000	426,200	514,600
59	242,200	312,400	381,800	427,600	515,600
60	243,300	314,500	382,600	428,900	516,600
61	244,500	316,400	383,400	429,700	517,700
62	245,600	318,500	384,000	430,600	518,600
63	246,600	320,700	384,700	431,600	519,300
64	247,700	322,600	385,400	432,500	520,000
65	248,900	324,600	386,100	433,400	520,800
66	250,000	326,900	386,800	434,200	
67	251,100	328,400	387,400	434,800	
68	252,100	328,900	388,000	435,600	
69	253,100	329,200	388,700	436,000	
70	254,500	329,700	389,400	436,600	
71	256,000	330,200	390,000	437,100	
72	257,400	330,700	390,600	437,600	
73	258,800	331,000	391,200	438,100	
74	260,200	331,400	391,800	438,700	
75	261,600	331,900	392,400	439,200	
76	262,900	332,400	393,000	439,700	
77	264,000	332,900	393,600	440,200	
78	265,200	333,400	394,100	440,800	
79	266,500	333,900	394,600	441,300	
80	267,700	334,400	395,100	441,800	
81	269,100	334,900	395,800	442,300	
82	270,400	335,400	396,200		
83	271,700	335,900	396,800		
84	272,900	336,400	397,400		
85	274,100	336,900	398,000		
86	275,200	337,300	398,300		
87	276,500	337,800	398,900		

88	277, 700	338, 200	399, 500
89	278, 700	338, 700	400, 100
90	279, 900	339, 100	400, 400
91	281, 100	339, 600	401, 000
92	282, 300	340, 000	401, 600
93	283, 300	340, 500	402, 200
94	284, 300	340, 900	402, 500
95	285, 300	341, 400	402, 800
96	286, 300	341, 800	403, 100
97	286, 900	342, 300	403, 400
98	287, 800	342, 700	403, 700
99	288, 500	343, 100	403, 900
100	289, 400	343, 500	404, 100
101	290, 300	343, 900	404, 300
102	291, 000	344, 100	
103	291, 700	344, 300	
104	292, 400	344, 500	
105	293, 100	344, 700	
106	293, 600	344, 900	
107	294, 100	345, 100	
108	294, 600	345, 300	
109	294, 800	345, 500	
110	295, 200	345, 700	
111	295, 500	345, 900	
112	295, 800	346, 100	
113	296, 100	346, 300	
114	296, 400	346, 500	
115	296, 700	346, 700	
116	297, 000	346, 900	
117	297, 300	347, 100	
118	297, 700	347, 300	
119	298, 000	347, 500	
120	298, 400	347, 700	
121	298, 700	347, 900	
122	298, 900		
123	299, 100		
124	299, 300		
125	299, 400		
126	299, 600		
127	299, 800		
128	300, 000		
129	300, 100		
130	300, 300		
131	300, 500		
132	300, 700		

133	300,800				
134	301,000				
135	301,200				
136	301,400				
137	301,500				
138	301,700				
139	301,900				
140	302,100				
141	302,200				
142	302,400				
143	302,600				
144	302,800				
145	302,900				
146	303,100				
147	303,300				
148	303,500				
149	303,600				
150	303,800				
151	304,000				
152	304,200				
再任用職員	216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円
以外の職員	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200

14	287,900	368,900	429,700	498,300
15	291,800	372,300	432,100	500,400
16	295,700	376,000	434,600	502,500
17	299,500	379,600	436,800	504,600
18	303,100	382,300	439,200	506,600
19	306,600	385,100	441,600	508,600
20	310,200	387,900	444,000	510,600
21	313,800	390,800	446,000	512,400
22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100
24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	
55	384,900	458,500	510,300	
56	385,800	459,700	511,600	
57	386,800	460,900	512,600	
58	387,700	461,900	513,400	

59	388,500	462,900	514,200	
60	389,300	463,900	515,000	
61	390,100	464,700	515,900	
62	390,600	465,400	516,700	
63	391,000	466,100	517,600	
64	391,500	466,800	518,400	
65	391,800	467,500	519,300	
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800		
83		478,300		
84		478,800		
85		479,200		
再任用職員	295,000	337,400	391,800	464,800

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の994を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600

8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	

53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000	
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400	
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800	
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200	
86		288,300	324,200	345,100		
87		288,500	324,400	345,400		
88		288,700	324,800	345,700		
89		289,100	325,200	346,100		
90		289,300	325,600	346,400		
91		289,500	326,000	346,800		
92		289,700	326,400	347,100		
93		290,100	326,700	347,500		
94		290,300	326,900	347,800		
95		290,500	327,300	348,100		
96		290,800	327,600	348,400		
97		291,200	327,800	348,700		

98		291,500	328,100	349,100				
99		291,700	328,400	349,500				
100		292,000	328,700	349,900				
101		292,300	328,900	350,400				
102		292,500	329,200	350,800				
103		292,700	329,600	351,200				
104		293,000	329,800	351,600				
105		293,300	329,900	352,100				
106			330,200	352,500				
107			330,600	352,900				
108			330,800	353,300				
109			331,000	353,800				
110			331,400					
111			331,800					
112			332,200					
113			332,400					
114			332,800					
115			333,200					
116			333,600					
117			333,800					
118			334,200					
119			334,600					
120			335,000					
121			335,200					
122			335,600					
123			336,000					
124			336,400					
125			336,600					
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400

7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800

52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600		
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000		
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400		
94	280,400	313,800	347,200	365,200			
95	281,300	314,500	347,900	365,600			
96	282,300	315,100	348,500	365,900			

97	283,200	315,800	348,900	366,500
98	284,000	316,100	349,300	367,000
99	284,600	316,700	349,800	367,500
100	285,500	317,400	350,200	368,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100	361,900	
127	296,600	327,500	362,400	
128	297,000	327,700	362,900	
129	297,200	327,800	363,200	
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		
136	299,500	330,200		
137	299,700	330,500		
138	300,000	330,900		
139	300,400	331,300		
140	300,700	331,700		
141	300,900	332,000		

	142	301,300	332,400					
	143	301,700	332,700					
	144	302,000	333,100					
	145	302,100	333,400					
	146	302,400	333,800					
	147	302,700	334,200					
	148	303,100	334,600					
	149	303,300	334,900					
	150	303,500	335,300					
	151	303,800	335,700					
	152	304,100	336,100					
	153	304,500	336,400					
	154	304,700	336,800					
	155	304,900	337,200					
	156	305,200	337,600					
	157	305,500	337,900					
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	147,500	220,900	265,800	314,900	352,400
	2	148,800	222,600	267,600	316,900	354,700
	3	150,100	224,100	269,400	319,000	357,000
	4	151,400	225,500	271,200	321,200	359,500
	5	152,500	226,900	272,500	323,400	361,800
	6	154,000	228,600	274,400	325,300	364,900
	7	155,600	230,300	276,200	327,000	368,100
	8	157,100	232,000	278,000	328,700	371,100
	9	158,400	233,500	279,500	330,400	374,000
	10	159,900	235,200	282,000	332,800	377,100
	11	161,400	237,000	284,200	335,100	380,200
	12	163,000	238,700	286,400	337,600	383,300
	13	164,400	240,300	289,000	339,800	386,200
	14	166,100	242,100	291,600	342,100	388,900
	15	167,800	243,900	293,800	344,600	391,700
	16	169,500	245,600	296,200	347,000	394,400
	17	171,100	247,300	298,600	349,400	397,300
	18	173,100	249,200	300,800	351,900	399,300

19	175,000	251,100	303,000	354,300	401,300
20	176,900	252,700	305,300	356,800	403,400
21	178,600	254,300	307,300	359,200	405,100
22	180,400	255,700	308,500	361,600	407,100
23	182,200	257,200	309,700	363,800	409,000
24	184,000	258,900	310,900	366,200	411,000
25	186,900	260,600	312,200	368,500	412,700
26	189,100	262,500	313,900	370,900	414,300
27	191,300	264,200	315,400	373,300	416,100
28	193,500	265,800	317,000	375,600	417,800
29	195,600	267,000	318,500	377,800	419,000
30	197,500	268,800	320,100	379,900	420,600
31	199,400	270,400	321,800	382,100	422,100
32	201,300	272,000	323,500	384,200	423,700
33	203,100	273,500	325,100	386,100	425,300
34	204,700	275,000	326,700	387,900	426,600
35	206,300	276,500	328,000	389,600	427,900
36	207,900	277,900	329,600	391,400	429,100
37	209,500	279,300	331,100	393,200	430,300
38	211,100	280,600	332,700	394,600	431,300
39	212,500	281,800	334,300	396,100	432,300
40	214,000	283,300	335,800	397,600	433,300
41	215,300	284,900	337,300	398,400	433,700
42	216,700	286,200	338,800	399,700	434,300
43	218,100	287,600	340,300	400,900	435,000
44	219,400	288,900	341,800	402,300	435,700
45	220,400	290,400	343,300	403,700	436,300
46	221,800	291,800	344,700	405,100	436,600
47	223,200	293,100	346,100	406,500	437,200
48	224,600	294,400	347,500	407,800	437,800
49	225,900	295,500	348,600	409,100	438,300
50	227,200	296,700	350,000	410,000	439,000
51	228,600	297,800	351,500	410,900	439,700
52	230,000	299,100	352,900	411,800	440,400
53	231,300	300,400	354,300	412,000	441,000
54	232,800	301,500	355,700	412,400	441,700
55	234,200	302,600	357,000	412,900	442,400
56	235,500	303,600	358,400	413,400	443,000
57	236,700	304,700	359,300	413,800	443,400
58	237,600	305,700	360,500	414,000	444,100
59	238,300	306,800	361,600	414,600	444,800
60	239,400	307,900	362,900	415,100	445,500
61	240,100	308,900	364,000	415,600	445,900
62	241,400	309,800	364,600	416,200	446,200
63	242,500	310,900	365,100	416,800	446,500

64	243,700	311,900	365,700	417,400	446,800
65	244,500	312,800	366,100	418,000	447,000
66	245,800	313,700	366,600	418,600	447,300
67	247,000	314,500	367,100	419,100	447,600
68	248,500	315,400	367,600	419,700	447,900
69	249,500	316,300	367,800	420,300	448,100
70	250,900	317,000	368,100	420,800	448,400
71	252,200	317,700	368,500	421,400	448,700
72	253,400	318,400	368,800	422,000	448,900
73	254,800	318,700	369,300	422,500	449,100
74	256,200	319,200	369,500	423,100	
75	257,600	319,700	370,000	423,600	
76	259,000	320,200	370,500	424,200	
77	260,100	320,800	371,000	424,700	
78	261,500	321,300	371,500	425,300	
79	262,800	321,900	372,000	426,000	
80	264,000	322,500	372,500	426,600	
81	265,100	323,100	373,000	426,900	
82	266,400	323,500	373,400	427,500	
83	267,600	323,800	373,900	428,200	
84	269,000	324,100	374,400	428,800	
85	270,200	324,300	374,800	429,200	
86	271,400	324,600	375,300	429,700	
87	272,400	324,800	375,700	430,400	
88	273,700	325,100	376,200	431,100	
89	275,000	325,400	376,700	431,300	
90	276,200	325,700	377,200		
91	277,400	325,900	377,700		
92	278,500	326,200	378,200		
93	279,500	326,400	378,500		
94	280,400	326,600	378,900		
95	281,300	327,000	379,400		
96	282,200	327,400	379,800		
97	283,100	327,600	380,300		
98	283,800	327,900	380,600		
99	284,400	328,300	381,100		
100	285,000	328,700	381,500		
101	285,600	328,800	382,100		
102	286,200	329,000			
103	286,800	329,200			
104	287,300	329,500			
105	287,900	329,800			
106	288,500	330,100			
107	289,100	330,300			
108	289,700	330,600			

	109	290,100	330,900			
	110	290,400	331,200			
	111	290,800	331,500			
	112	291,300	331,800			
	113	291,600	332,000			
	114	292,000				
	115	292,400				
	116	292,700				
	117	292,900				
	118	293,300				
	119	293,700				
	120	294,100				
	121	294,300				
	122	294,500				
	123	294,700				
	124	295,000				
	125	295,400				
	126	295,700				
	127	295,900				
	128	296,100				
	129	296,400				
再任用職員		228,400	230,400	278,500	319,200	348,000

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督	3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督

の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の115.5」とあるのは「100分の143」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167」とする。

の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の115.5」とあるのは「100分の143」と、「100分の134.5」とあるのは「100分の158」とする。

第5条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の989</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>393,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>453,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>515,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>595,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>692,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>790,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の989</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>327,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>363,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>391,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p>	号 給	給料月額	1	<u>393,000円</u>	2	<u>453,000円</u>	3	<u>515,000円</u>	4	<u>595,000円</u>	5	<u>692,000円</u>	6	<u>790,000円</u>	号 給	給料月額	1	<u>327,000円</u>	2	<u>363,000円</u>	3	<u>391,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の979</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>392,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>452,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>514,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>594,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>691,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>789,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の979</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>326,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>362,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>390,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p>	号 給	給料月額	1	<u>392,000円</u>	2	<u>452,000円</u>	3	<u>514,000円</u>	4	<u>594,000円</u>	5	<u>691,000円</u>	6	<u>789,000円</u>	号 給	給料月額	1	<u>326,000円</u>	2	<u>362,000円</u>	3	<u>390,000円</u>
号 給	給料月額																																												
1	<u>393,000円</u>																																												
2	<u>453,000円</u>																																												
3	<u>515,000円</u>																																												
4	<u>595,000円</u>																																												
5	<u>692,000円</u>																																												
6	<u>790,000円</u>																																												
号 給	給料月額																																												
1	<u>327,000円</u>																																												
2	<u>363,000円</u>																																												
3	<u>391,000円</u>																																												
号 給	給料月額																																												
1	<u>392,000円</u>																																												
2	<u>452,000円</u>																																												
3	<u>514,000円</u>																																												
4	<u>594,000円</u>																																												
5	<u>691,000円</u>																																												
6	<u>789,000円</u>																																												
号 給	給料月額																																												
1	<u>326,000円</u>																																												
2	<u>362,000円</u>																																												
3	<u>390,000円</u>																																												

<p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の117</u>」とあるのは「<u>100分の148</u>」と、「<u>100分の136</u>」とあるのは「<u>100分の162</u>」とする。</p>	<p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の115.5</u>」とあるのは「<u>100分の143</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167</u>」とする。</p>
--	--

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の115.5</u>」とあるのは「<u>100分の143</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の115.5</u>」とあるのは「<u>100分の143</u>」と、「<u>100分の134.5</u>」とあるのは「<u>100分の158</u>」とする。</p>

第7条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。

号 給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

2～6 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の117」とあるのは「100分の148」と、「100分の136」とあるのは「100分の162」とする。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。

号 給	給料月額
1	370,000円
2	418,000円
3	470,000円
4	531,000円
5	606,000円
6	708,000円
7	828,000円

2～6 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の115.5」とあるのは「100分の143」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167」とする。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の133.5、12月に支給する場合には100分の145.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の133.5、12月に支給する場合には100分の142.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>

第9条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																												
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には100分の144を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5. 略</p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">知事</td> <td>月額 <u>1,131,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">副知事</td> <td>月額 <u>890,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会 の委員</td> <td>委員長</td> <td>月額 <u>189,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員(教育長 である者を除く。)</td> <td>月額 <u>154,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委 員会の委員</td> <td>委員長</td> <td>日額 <u>25,600円</u></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 <u>21,800円</u></td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>常勤の監査委員</td> <td>月額542,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬又は給料の額	知事		月額 <u>1,131,000円</u>	副知事		月額 <u>890,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>189,000円</u>	委員(教育長 である者を除く。)	月額 <u>154,000円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,600円</u>	委員	日額 <u>21,800円</u>	監査委員	常勤の監査委員	月額542,000円を超えない範囲内において知事が定める額	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の133.5、12月に支給する場合には100分の145.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">知事</td> <td>月額 <u>1,117,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">副知事</td> <td>月額 <u>879,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会 の委員</td> <td>委員長</td> <td>月額 <u>187,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員(教育長 である者を除く。)</td> <td>月額 <u>152,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委 員会の委員</td> <td>委員長</td> <td>日額 <u>25,300円</u></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 <u>21,500円</u></td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>常勤の監査委員</td> <td>月額535,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬又は給料の額	知事		月額 <u>1,117,000円</u>	副知事		月額 <u>879,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>	委員(教育長 である者を除く。)	月額 <u>152,000円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,300円</u>	委員	日額 <u>21,500円</u>	監査委員	常勤の監査委員	月額535,000円を超えない範囲内において知事が定める額
区分		報酬又は給料の額																																											
知事		月額 <u>1,131,000円</u>																																											
副知事		月額 <u>890,000円</u>																																											
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>189,000円</u>																																											
	委員(教育長 である者を除く。)	月額 <u>154,000円</u>																																											
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,600円</u>																																											
	委員	日額 <u>21,800円</u>																																											
監査委員	常勤の監査委員	月額542,000円を超えない範囲内において知事が定める額																																											
区分		報酬又は給料の額																																											
知事		月額 <u>1,117,000円</u>																																											
副知事		月額 <u>879,000円</u>																																											
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>																																											
	委員(教育長 である者を除く。)	月額 <u>152,000円</u>																																											
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,300円</u>																																											
	委員	日額 <u>21,500円</u>																																											
監査委員	常勤の監査委員	月額535,000円を超えない範囲内において知事が定める額																																											

	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 87,000円		非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 86,000円
		識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 226,000円			識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 223,000円
人事委員会の委員	委員長		月額 189,000円	人事委員会の委員	委員長		月額 187,000円
	委員		月額 154,000円		委員		月額 152,000円
労働委員会の委員	会長		月額 189,000円	労働委員会の委員	会長		月額 187,000円
	公益委員		月額 154,000円		公益委員		月額 152,000円
	使用者委員及び労働者委員		月額 134,000円		使用者委員及び労働者委員		月額 132,000円
収用委員会の委員	会長		日額 25,600円	収用委員会の委員	会長		日額 25,300円
	委員		日額 21,800円		委員		日額 21,500円
海区漁業調整委員会の委員	会長		日額 16,800円	海区漁業調整委員会の委員	会長		日額 16,600円
	委員		日額 14,800円		委員		日額 14,600円
内水面漁場管理委員会の委員	会長		日額 16,800円	内水面漁場管理委員会の委員	会長		日額 16,600円
	委員		日額 14,800円		委員		日額 14,600円
公安委員会の委員	委員長		月額 189,000円	公安委員会の委員	委員長		月額 187,000円
	委員		月額 154,000円		委員		月額 152,000円
専門委員			日額 14,800円以内	専門委員			日額 14,600円以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員			日額 10,000円以内	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員			日額 9,900円以内
鳥取県男女共同参画推進員			日額 14,800円	鳥取県男女共同参画推進員			日額 14,600円
略				略			

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第10条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与）	（給与）
第2条 略	第2条 略
2・3 略	2・3 略
4 教育長の期末手当の額は、給料月額 <small>の100分の145</small> に相当する額に、6月に支給する場合には100	4 教育長の期末手当の額は、給料月額 <small>の100分の145</small> に相当する額に、6月に支給する場合には100

分の133.5、12月に支給する場合においては <u>100分の145.5</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	分の133.5、12月に支給する場合においては <u>100分の142.5</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
---	---

第11条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>73万1,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額<u>の100分の145</u>に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の135</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の144</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>72万2,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額<u>の100分の145</u>に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の133.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の145.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

(土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

第12条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例(昭和38年鳥取県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 参考人の手当の額は、1日につき<u>10,000円</u>とする。</p>	<p>(手当の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 参考人の手当の額は、1日につき<u>9,900円</u>とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第12条の規定並びに附則第4項の規定は、平成28年1月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)、第4条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)、第6条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)、第8条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(以下「改正後の知事等条例」という。))及び第10条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の教育長条例」という。))の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例又は改正後の教育長条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例、第6条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例、第8条の規定による改正前の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例又は第10条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例又は改正後の教育長条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 平成28年1月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

